

# 赤ちゃんが生まれたら

## 出生の届出

問 住民課 町民係 ☎42-2111

生まれた日から14日以内(生まれた日を含む)に住民課で出生の届出を行ってください。  
(国外で生まれたときは3か月以内)  
お子さんの名前は、常用漢字、人名用漢字、カタカナ、ひらがなを使用できます。

【持ち物】 出生届用紙、母子健康手帳

## 健康保険

問 住民課 国保年金係 ☎42-2111

お子さんをお父さんまたはお母さんの健康保険に加入させましょう。  
国民健康保険は住民課で、社会保険の方は職場で手続きをしてください。

## 出産育児一時金

問 住民課 国保年金係 ☎42-2111

出産育児一時金が保険者から最大50万円支給されます。(社保資格喪失後6か月以内の出産の場合、社保から出産育児一時金が支給される場合があります。)

### 【問合せ先・持ち物】

直接支払いを利用しない時または直接支払いの額が50万円を超えない時。

届出・問合せ先	持ち物
母が国保に加入 ⇒住民課 国保年金係	国民健康保険資格確認書(資格情報のお知らせ等)、世帯主の印鑑、領収書、直接支払い制度に関する同意書、通帳 ※直接支払い制度を利用した場合で出産費用が50万円を超えた時は、原則役場での手続きは必要ありません。
母が社保、共済に加入⇒職場	(社保)市町村長の証明又は医師の証明 (共済)職場でご確認ください。

【その他】 医療機関窓口での負担が軽減される直接支払制度があります。被保険者の委任を受けて、保険者が医療機関へ出産育児一時金を支払います。  
手続きは出産予定の医療機関となります。

## 子ども医療費助成

問 住民課 国保年金係 ☎42-2111

18歳以下の子どもの医療費を助成しています。  
★詳しくは19ページをご覧ください。

## 低体重児出生届

問 子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

出生時の体重が2,500g未満の乳児は届出が必要です。赤ちゃんが健やかに成長されるよう、また保護者の方が不安なく育児ができるように支援するためのものです。

【対象者】 出生体重2,500g未満の乳児とその保護者

【持ち物】 ①低体重児出生届

②乳児及び産婦の個人番号が確認できるもの

※乳児の個人番号が手元に届いていない場合は、この限りではありません。

③届出をされる保護者の顔写真つき身分証明書

<1点で可>個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）など

<2点以上必要>健康保険証、年金手帳など

※代理人（委任代理人）が届出する場合は、上記①（保護者記入）、②に加え、代理人の③が必要です。保護者が記入した委任状も必要です。

【届出先】 子育て支援課

※出生届の手続きと同時に住民課でも申請を行うことができます。

## 未熟児養育医療給付

問 子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

身体の発育が未熟な状態で生まれたお子さんの入院医療に対する給付制度です。世帯の前年の所得に応じて、医療保険の自己負担額を公費負担します。

【対象者】 出生時の体重が2,000g以下、生活力が特に薄弱であるなど、医師が入院による養育の必要を認めた未熟児

【申請方法】 次の書類を子育て支援課に提出してください。

養育医療給付申請書、養育医療意見書、世帯調書、

（上記の書類は町ホームページよりダウンロードできます。

また、子育て支援課窓口でもお渡しすることができます。）

世帯の市町村民税額等が確認できる書類（扶養義務者全員分）、

対象となるお子さんの保険証（加入予定の保護者の保険証）の写し



▲町ホームページ

## 赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問)

問 子育て支援課 母子保健係 ☎44-4611

赤ちゃんが生まれたら、産後4か月までに助産師または保健師が訪問します。養育者の方に「質問票」を記入していただき、赤ちゃんの発育・発達・栄養状態などの確認を行います。また、お母さんの産後の回復などの健康状態、こころの状態、育児についてなど個別の相談に応じます。また、利用できるサービスの紹介をします。

【対象者】 生後4か月頃までのお子さんとお母さん

【訪問までの流れ】 母子健康手帳交付時にご記入いただいた「乳児家庭訪問連絡票」をもとにお母さんに日程調整のご連絡を差し上げます。

【対象者】金ケ崎町に住民登録をしている妊婦

【給付額】対象児童1人につき50,000円

※多胎出産の場合は、50,000円 × 生まれた子の数

## 児童手当

【対象者】金ケ崎町に住民登録をしてあり、高校生年代（18歳到達後の最初の年度末）までの子どもを養育している方

【手当額】養育している子どもの年齢によって、次の月額が支給となります。子どもの人数は22歳到達後の最初の年度末までの間で、親等の経済的負担がある場合の子どもを数えます。ただし、4月1日生まれの子どもは3月31日に22歳に到達し、その日が22歳到達後の最初の3月31日となります。

区分		月額
3歳未満	第1子・第2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳～高校生年代	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

【支給時期】支給できる期間は、原則として請求の手続きをした翌月分からです。ただし、出生した日または転入予定日が月末に近い場合は翌日から15日以内であれば、出生月または転入月の翌月分から支給します。手当を受給するには、請求の手続きが必要です（請求がないと受給できません）。支給は年6回（偶数月）で、各前月までの2か月分を指定された金融機関に振り込みします。※10日が休日・祝日の場合は直前の平日が支払日になります。

支給日	支給内容	支給日	支給内容
4月10日	2月～3月分	10月10日	8月～ 9月分
6月10日	4月～5月分	12月10日	10月～ 11月分
8月10日	6月～7月分	翌年2月10日	12月～翌年1月分

### 【届出先・持ち物】

届出先	持ち物
子育て支援課 子育て支援係 ※出生届の手続きと同時に住民課でも申請を行うことができます。	新規請求 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」もしくはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」※健康保険証でも可</li> <li>預金通帳</li> <li>個人番号が確認できる書類</li> </ul>
	額改定 なし

※受給者が公務員の場合は、職場にご確認ください。